

浪江町エネルギーセンター整備事業
要求水準書

令和 8 年 5 月
浪 江 町

第 I 基本的事項

1 要求水準書について

(1) 要求水準書の位置付け

浪江町エネルギーセンター整備（以下、「本事業」という。）の要求水準書（以下、「本要求水準書」という。）は、浪江町（以下、「町」という。）が、本事業に関し、受注者に要求する施設の実施設計および建設等の水準を示すものである。

(2) 要求水準書の変更

町は、本事業の期間中に、法令等の変更、災害の発生、その他特別の理由による業務内容の変更の必要性により、本要求水準書の見直しおよび変更を行うことがある。要求水準書の変更に伴い、受注者が行う業務内容に変更が生じるときは、請負契約書の規定に従い所定の手続きを行うものとする。

2 整備対象施設の要件

(1) 計画地

所在地	：	双葉郡浪江町大字権現堂字北深町 5 地内
敷地面積	：	約 2,700 m ²
用途地域	：	第 1 種住居地域
建ぺい率	：	60%
容積率	：	200%
所有者	：	浪江町
上水道	：	浪江町上水道区域
下水道	：	下水道処理区域

(2) 敷地の現況

施設整備の現況について以下に示す。

ア 周辺工事・分筆

計画地は、【参考資料 2】「整備予定地用地（案）図」に示す事業活用予定地の位置である。

本整備予定地は旧浪江小学校の敷地であり、整備予定地の西側には令和 8 年度に浪江町産官学交流施設が、北側には令和 9 年度に東北大学 FUKUSHIMA 浜通り拠点研修棟がそれぞれ竣工する予定である。また、南側の道路については、駅周辺の基盤整備に伴い、道路拡幅のためセットバックを行う計画である。

現在の敷地は未測量かつ未分筆の状態であることから、令和 9 年度中にこれら 2 施設の工事と調整を図りつつ、本計画地の測量および分筆を実施すること。施設の進入道路は西側の浪江町産官学交流施設の敷地内道路を共有する。

イ 地下埋設物

敷地内には旧浪江小学校建屋基礎の杭（PC 杭 φ350 L=13m）が残置されている。本施設の整備に支障が生じる場合は、【参考資料 3】「既存杭配置図」に基づき、当該支障部分の撤去を行うこと。

ウ 地盤

地質調査については、隣接する産官学交流施設で実施した【参考資料 4】「土質ボーリング柱状図（産官学交流施設）」の結果を参考として提案を行い、詳細な地質調査は設計段階で実施するものとする。

エ 浸水対策

計画地は、ハザードマップ上で洪水浸水想定区域（0.5m 未満）に指定されているため、機器の設置高さの確保等、必要な浸水対策を講じること。

オ 景観

計画地は、浪江駅前の「デザインの力による復興まちづくり」の計画地に隣接しているため、エネルギーセンターの敷地外観については、周囲環境との調和を図ること。

(3) 施設の概要

本施設の概要を以下に示す。詳細は【参考資料 1 浪江駅東口開発 エネルギーマネジメント計画概要書】（以下、「概要書という。」）を参照とすること。

ア 工事種別

新築

イ 建築構造・面積

(ア) 管理棟

- ・軽量鉄骨造（平屋建）・210 m²程度を基本とする。
- ・執務室（6名執務）・受付窓口・会議室・サーバー室・更衣室・倉庫・給湯室・多目的トイレ・非常用発電機室・蓄電池室を備え、エネルギーセンターの運営管理、視察対応業務が行えること
- ・ZEB Ready 以上の性能を有すること
- ・火災報知設備を備えること
- ・サーバー室内に通信盤を設置するとともに、別工事で発注する一括受電エリア内各施設と接続する通信自営線との接続が可能となるように整備すること
- ・通信盤から需要施設へ接続するエネルギーセンター敷地内の配管については、本工事において整備するものとする。なお、【概要書 電力・通信引込 通信引込概要】に記載の通信自営線の並びは、今後他工事との調整により変更となる可能性があるため、実施設計において確定すること。

(イ) 水素貯蔵格納庫

- ・鉄骨造（平屋建）・450 m²程度
- ・圧縮水素トレーラー（19.6MPa・2,800 m³）3台の格納ができること
- ・圧縮水素トレーラーから供給される高圧水素を、燃料電池で使用可能な低圧まで減圧して供給できること
- ・水素漏洩時に滞留しない構造であること

- ・消火設備および防消火設備を備えること
 - ・圧力計および圧力が許容圧力を超えた場合の安全装置を備えること
 - ・中央監視設備を通じて、CEMS で施設の異常を監視できること
- (ウ) 付帯設備等
- a 受変電設備
- (a) 高圧受変電設備（一括受電設備）
- ・商用電源および一括受電エリア内で発電された電気を受電し、一括受電エリア内の施設に供給することができること
 - ・設置場所は屋外とし、浸水対策を講じること
 - ・別工事で発注する一括受電エリア内の施設と接続する電気自営線の接続と CEMS と接続する通信自営線の接続ができること
 - ・高圧受変電設備から需要施設へ接続するエネルギーセンター敷地内の配管については、本工事において整備するものとする。なお、【概要書 電力・通信引込 電力引込概要】に記載の電力自営線の並びは、今後他工事との調整により変更となる可能性があるため、実施設計において確定すること。
 - ・制御盤に、監視・制御を行うためのモニターおよび運転・停止ボタンを備えること
 - ・CEMS と接続可能な端子台を制御盤内に備え、CEMS 側で監視および制御が行えること
- b 発電設備
- (a) 太陽光発電設備
- ・総発電容量：20kW 以上
 - ・変換効率：20%程度以上
 - ・稼働温度：-10°C以下～40°C以上
 - ・期待寿命：20 年以上
 - ・設置場所は管理棟屋上を基本とする
 - ・PCS に監視・制御を行うためのモニターおよび運転・停止ボタンを備えること
 - ・中央監視設備を通じて、CEMS 側で監視および制御が行えること
- (b) 燃料電池
- ・発電出力：70kW 以上（複数台での合計出力でも可）
 - ・発電効率：50%程度以上
 - ・稼働温度：-10°C以下～40°C以上
 - ・期待寿命：10 年以上
 - ・本体の価格：133,100 千円以内（税込・設置工事費別）
 - ・通年で日中 9 時間程度のスケジュール運転が可能であること
 - ・漏洩等の異常を感知した際に自動で運転が停止されること
 - ・設置場所は屋外とし、浸水対策を講じること
 - ・中央監視設備を通じて、CEMS 側で監視および制御が行えること

- c 電力貯蔵設備
 - (a) 蓄電池設備
 - ・電池容量：50kWh 以上
 - ・稼働温度：-10°C以下～40°C以上
 - ・期待寿命：10 年以上
 - ・軽負荷時に充電し、ピーク時に放電する受電電力の平準化で使用できること
 - ・設置場所は管理棟の蓄電池室とすること
 - ・PCS に、監視・制御を行うためのモニターおよび運転・停止ボタンを備えること
 - ・中央監視設備を通じて、監視および制御が行えること
- d 非常用電源設備
 - (a) 非常用電気設備
 - ・消火設備および防消火設備を 60 分以上稼働させることができること
 - ・設置場所は管理棟の非常用発電機室とすること
 - ・本体に、監視・制御を行うためのモニターおよび運転・停止ボタンを備えること
 - ・中央監視設備を通じて、CEMS 側で監視および制御が行えること
- e 中央監視制御設備
 - ・高圧受変電設備、太陽光発電設備、燃料電池、蓄電池、非常用電気設備、消火設備、防消火設備、水素減圧設備、分電盤、動力盤の状態監視、警報監視、計量および制御を行う中央監視制御設備を設けること。
 - ・CEMS と連携し、CEMS 側で状態監視、警報監視、制御が行えること。
- (エ) 外構
 - ・駐車場 6 台程度
 - ・構内照明機器一式
 - ・外部からの立ち入りを制限するためのフェンス等を設置するとともに、景観形成に配慮すること
 - ・別工事で発注する電気および通信の自営線の配管敷設について調整すること
- (オ) 備品
 - ・机・椅子・袖机・キャビネット等（執務室 6 名および窓口分）
- (カ) 将来拡張スペース
 - ・将来的な拡張を見据え、【概要書 建築コンセプト 全体配置計画】を踏まえ、次のとおり拡張スペースを確保すること。
- a 追加燃料電池＋排熱利用設備：燃料電池 50kW 相当・約 90 m³程度
- b 水素 CGS 設備：100kW～150kW 相当・約 160 m³程度

3 本事業における体制および役割分担

(1) 体制表

本事業では、実施設計および施工の各段階において、下記の体制にて業務を行うこととする。

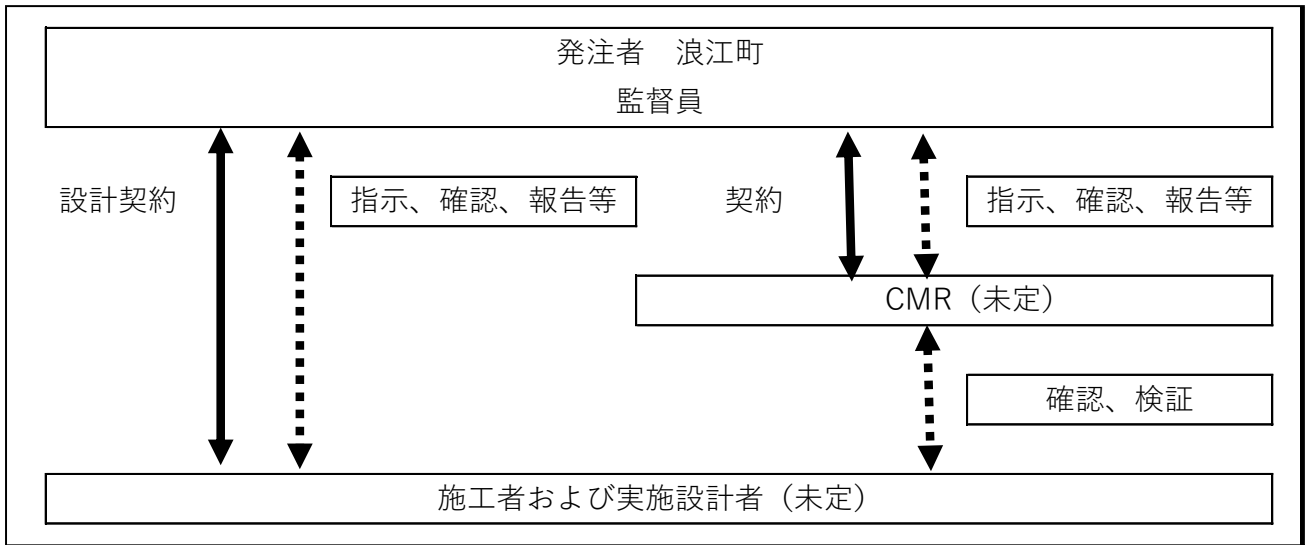


図1 体制表（実施設計段階）（案）

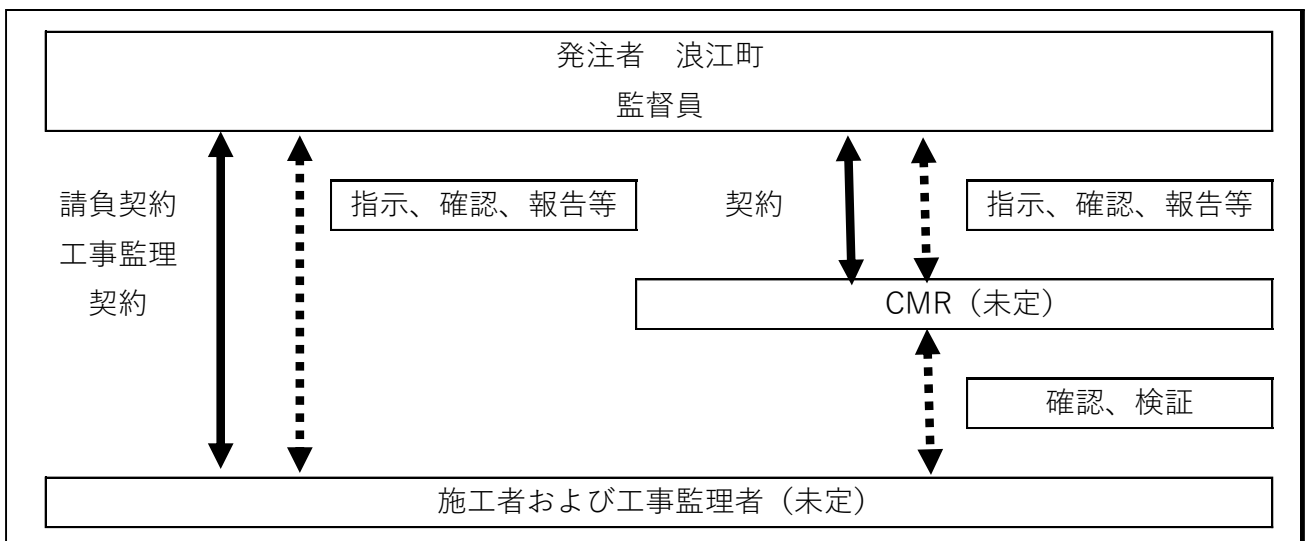


図2 体制表（施工段階）（案）

4 受注者の業務概要

受注者は、本事業に関して以下の業務を行うものとする。

(1) 実施設計業務

ア 実施設計業務

・本施設の土木工事、建築工事（外構・サインを含む）、電気設備工事、機械設備工事に係る実施設計

イ 積算業務

ウ 各種申請業務

エ 交付金申請に係る支援業務

オ 総合維持管理業務仕様書（案）の作成、定期検査報告書（案）の作成

カ 性能検証（コミッションング）

キ 住居地域における水素貯蔵上限緩和のための福島県建築審査会申請に係る支援業務

ク 高圧ガス保安法に関する許認可取得に係る支援業務

ケ その他関連業務

・地盤調査

・測量および分筆

(2) 工事監理業務

ア 工事監理業務

・一般監理業務

・設計意図伝達等の業務

イ 監理に係るその他業務

・消防計画の作成支援業務

(3) 建設業務

ア 建設業務

・本施設の建設工事（土木工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の一式）

・本施設の外構工事

・その他関連業務（備品整備等）

イ 施工段階に係る各種申請業務

ウ 補助金申請に係る支援業務

5 本事業の対象外とする業務

【概要書】の CEMS 計画、自営線計画で示す工事は、本事業の対象外の業務とする。なお、本事業と別途工事との調整が必要な場合は、主体となって調整を行うこと。

6 適用法令等

受注者は、本事業の調査、設計および建設の実施にあたり、以下の法令および関連施行令、施行規則、条例、規則、要綱等を遵守すること。なお、下記に記載が無くとも、本事業を行うにあたり適用される関係法令および関係条例、施行令、施行規則等がある場合は遵守すること。設計業務の遵法性は、実施設計者の設計責任とすること。

(1) 建設関連

- ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ・水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
- ・建築基準条例（福島県条例）
- ・人にやさしいまちづくり条例（平成 7 年福島県条例第 22 号）
- ・浪江町景観条例（令和 7 年浪江町条例第 3 号）
- ・その他関連する法令等

(2) 施工・労働安全関係

- ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・その他関連する法令等

(3) 環境関連

- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）

- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・公害防止条例（福島県条例）
- ・福島県生活環境の保全等に関する条例（福島県条例）
- ・その他関連する法令等

7 適用基準等

受注者は、本事業の実施にあたり、以下の基準等を遵守、又は必要に応じて参照すること。また、基準等について、改定等がなされた場合には最新版に従うこと。なお、下記に記載がない仕様書、基準等においても町が必要と判断する場合はこれを遵守すること。

(1) 設計基準

- ・建築設計基準および同基準の資料（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・建築構造設計基準および同基準の資料（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・建築設備計画基準（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・建築設備設計基準（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・官庁施設の基本的性能基準（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・官庁施設の環境保全性基準（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・官庁施設の防犯に関する基準（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・構内舗装・排水設計基準および同基準の資料（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）

(2) 標準仕様書・標準図

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・建築工事標準詳細図（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・建築工事監理指針（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・電気設備工事監理指針（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・機械設備工事監理指針（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）

(3) その他

- ・ 建築工事安全施工技術指針（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・ 建築工事公衆災害防止対策要綱（建設省経建発第 1 号）
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱（建設省経建発第 3 号）
- ・ 公共建築工事積算基準（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・ その他関連要綱・各種基準等
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版（日本建築センター）
- ・ 工事写真の撮り方（最新版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

第Ⅱ 本施設の要求性能水準

町が施設に求める性能水準は、次に示す「官庁施設の基本的性能基準」による適用分類の他、概要書の記載を満たすものとする。

【適用分類表】

大項目	中項目	小項目	細目	要求水準	
				管理棟	水素貯蔵格納庫
社会性	地域性			Ⅰ	Ⅰ
	景観性			Ⅰ	Ⅰ
環境保全性	環境負荷低減性	長寿命		Ⅰ	Ⅰ
		適正使用・適正処理		適用	適用
		エコマテリアル		適用	適用
		省エネルギー・省資源		適用	適用
		自然エネルギーの利用		適用	適用
		エネルギー・資源の有効利用		適用	適用
	周辺環境保全性	地域生態系保全		適用	適用
		周辺環境配慮		適用	適用
安全性	防災性	耐震	構造体	Ⅱ	Ⅱ
			建築非構造部材	A	A
			建築設備	甲	甲
		対火災	耐火	Ⅲ	Ⅲ
			初期火災の拡大防止	Ⅰ	Ⅱ
			火災時の避難安全確保	Ⅱ	Ⅱ
		対浸水		Ⅱ	Ⅱ
		耐風	構造体	Ⅱ	Ⅱ
			建築非構造部材	Ⅱ	Ⅱ
			建築設備	Ⅱ	Ⅱ
	耐雪・耐寒	構造体	適用	適用	
		外部空間など	適用	適用	
	対落雷		Ⅰ	Ⅰ	
	常時荷重		適用	適用	
	機能維持性			Ⅱ	Ⅱ
防犯性			Ⅱ	Ⅱ	
機能性	利便性	移動		適用	適用
		操作		適用	適用
	ユニバーサルデザイン		適用	-	
	室内環境性	音環境		Ⅲ	-
		光環境		Ⅱ	-
		熱環境		Ⅱ・Ⅲ	-
		空気環境		Ⅰ・Ⅱ	-
		衛生環境		適用	-
	振動	人の動作又は設備	適用	-	
	情報化対応性	情報化対応性	情報処理機能	Ⅰ・Ⅱ	-
情報交流機能			Ⅱ	-	
経済性	耐用性	耐久性	構造体	適用	適用
			建築非構造部材	適用	適用
			建築設備	適用	適用
		フレキシビリティ	Ⅱ	Ⅱ	
	保全性	作業性		適用	適用
		更新性		適用	適用

1 建築計画の要求水準

概要書の建築計画に基づき計画すること。

2 電気設備の要求水準

概要書の電気設備計画に基づき計画すること。

3 機械設備の要求水準

概要書の機械設備計画に基づき計画すること。

4 水素設備の要求水準

概要書の水素設備計画に基づき計画すること。

第Ⅲ 本業務の実施に関する要求水準

受注者は、要求水準書および技術提案を基に実施設計を行い、設計、施工、工事監理業務を適切に行うこと。特に施設の品質確保を確実にするために、品質確保のプロセスを適切に計画し実行し管理すること。

受注者が共同企業体を組成する場合、受注者は、共同企業体構成員の業務内容に応じて業務分担を具体的に定め、共同企業体構成員が行う業務について代表者が統括管理を行うこと。

受注者が共同企業体を組成する場合、代表者は、共同企業体構成員が的確な業務を実施するように、共同企業体構成員の業務管理を行い、業務間での必要な業務の漏れ、不整合その他の事業実施上の障害が発生しないよう必要な調整を行うこと。また、代表者は、共同企業体構成員が分担するコスト管理、要求水準書の確認および技術提案の確認などの管理を行うこと。

1 共通事項

(1) 共通業務

ア 工程表の作成

受注者は、契約締結後速やかに総合工程表（設計、施工、別途工事）を町に提出すること。総合工程表を基に設計者が作成する全体設計工程表（着手から引渡し）や、受注者が作成する生産計画工程表、全体施工工程表などの検証および統括・取りまとめを行うこと。総合工程表は、施工者等と調整のうえ必要に応じて随時更新すること。

イ 体制表の作成

受注者は、契約締結後速やかに体制表を町に提出すること。

ウ コスト管理

(ア) コスト管理の考え方

受注者は、契約締結から引渡しまでの間、要求水準に明確な変更がない限り、技術提案内容を踏まえ、当初設計成果品（実施設計の初期版）を基礎として、提案価格を下回ることを目指したコスト管理に取り組むこと。また、賃金又は物価の変動等により工事価格の増減が見込

まれる場合には、合理的な範囲でコスト縮減の方策を検討し、町と協議すること。

当初設計成果品に記載のない項目については、町と受注者で協議のうえ、町が承諾した金額を単価として設定する。その際、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計の直接工事費に対する比率は、当初設計成果品に付属する工事費内訳書に示された比率を上限とするものとする。

工事の目的を変更しない範囲で、特に必要な場合又はやむを得ない事由により変更が生じた場合には、契約に基づく変更手続により対応するものとする。

(イ) 設計期間中のコスト管理

受注者は、当初設計成果品提出時の工事費内訳書に記載された単価を用いて積算を行うこと。

契約締結後、受注者は、科目・細目を含む工事費内訳書を作成し、町の確認を受けること。

受注者は、町が指定する方法により見積書等を作成し提出する。町及び受注者は、見積書等の内容について協議を行い、必要に応じて見積条件等の見直しを行う。

受注者は、工事費内訳書に基づき、設計期間中のコスト管理を適切に行うこと。

受注者は、最終的な工事費の確定に必要な工事費内訳書を付した見積書及び見積条件書を作成し、町に提出して確認を受けること。

(ウ) 施工期間中のコスト管理

受注者は、当初設計成果品の工事費内訳書に基づき、施工期間中のコスト管理を行うこと。

設計変更又は軽微な変更が生じた場合には、町の指示する方法により、町の確認を受けること。

エ 要求水準の確認

受注者は、要求水準を満たすため、要求水準確認計画書を作成すること。要求水準計画書に基づいて、実施設計業務および建設業務の管理を行うこと。

受注者は、要求水準確認計画書に基づいて、設計および施工の各段階において、要求水準の設計および施工への反映状況の確認を行い、町の承諾を得ること。

オ 技術提案の確認

受注者は、技術提案の内容を実現するため、技術提案実施計画書を作成すること。技術提案実施計画書に基づいて、実施設計業務および建設業務の管理を行うこと。

受注者は、技術提案実施計画書に基づいて、設計および施工の各段階において、技術提案の設計および施工への反映状況の確認を行い、町の承諾を得ること。

カ 打合せおよび記録と報告

受注者は、町およびその他関係機関と協議および打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面（打合せ簿）に記録し、相互に確認すること。

町および受注者は、指示、通知、報告、提出、承諾、回答および協議（以下「指示等」という。）を、書面で行わなければならない。この場合、特段、書式に定めを必要としない場合には、打合せ簿により行うものとする。

なお、やむを得ない事情により、口頭で行った指示等は書面により交付するものとする。その書式は、打合せ簿により行うことを原則とする。

受注者が町に提出する書類で様式および提出部数が定められていない場合は、町の指示によるものとする。

受注者は、業務の方針、条件等に疑義が生じた場合は、町と書面により協議しなければならない。この場合、町は速やかに協議に応じるものとする。打合せ内容は、打合せ簿に記録し相互に確認しなければならない。

受注者は、次の表【会議体一覧表】の会議体名称、内容、出席者などを参考とし、適宜会議体を提案すること。

表 会議体一覧表 実施設計段階

会議体名称	内容	出席者○ (主宰者◎ 記録者●)				開催頻度
		町	CMR	設計者	施工者	
プロジェクト会議	プロジェクトの進行に係わる事項の検討と決定	◎	○ ●	(○)	(○)	必要に応じて
設計定例会議	プロジェクト参画者全員に関連する議題について打合せを行う	○	○	◎ ●	(○)	隔週程度開催
分科会会議	上記会議体での議題以外の詳細内容についての打合せを行う	(○)	(○)	◎ ●	(○)	必要に応じて

表 会議体一覧表 工事段階

会議体名称	内容	出席者○ (主宰者◎ 記録者●)				開催頻度
		町	CMR	工事監理者	施工者	
総合定例会議	プロジェクト参画者全員に関連する議題について打合せを行う、進捗報告	◎	○	○	●	1回/月開催
現場定例会議	主として工事に関わる議題について、打合せを行う	(○)	○	○	◎ ●	1回/週
総合図会議	総合図に関する打合せを行う	○	○	◎	●	必要に応じて
仕上計画、設備計画プレゼンテーション会議	各種仕上のプレゼンテーション及び関わる打合せを行う	○	○	○	○	随時開催
分科会	上記会議体での議題以外の詳細内容についての打合せを行う	(○)	(○)	○	◎ ●	開催頻度、記録者は適宜決定する。

(2) 書類および成果品の提出

ア 実施設計業務に関する書類の提出

(ア) 着手前

- a 着手届
- b 業務計画書
- c 工程表
- d 業務体制表
- e 建築士事務所登録証の写し
- f 管理技術者の資格証明書
- g 暴力団排除に関する誓約書
- f その他、監督員が必要に応じ指定する事項

(イ) 業務完了時

- a 完了届
- b 納品書
- c 実施設計図書（土木、建築、機械、電気）
- d 特記仕様書
- e 工事費内訳書
- f 設計計算書
- g 消防法・電気事業法・高圧ガス保安法等の届出図書案
- h 工事工程計画
- i 設計報告書
- j 総合維持管理業務仕様書（案）
- k 定期検査報告書（案）
- l 電子データ（CAD・PDF・数量計算書・内訳書の Excel データ・写真・協議資料の電子ファイル）
- m その他、監督員が必要に応じ指定する事項

イ 監理業務に関する書類の提出

(ア) 着手前

- a 着手届
- b 業務計画書
- c 工程表
- d 業務体制表
- e 建築士事務所登録証の写し
- f 工事監理者の資格証明書
- g 暴力団排除に関する誓約書
- h その他、監督員が必要に応じ指定する事項

(イ) 業務完了時

- a 完了届
- b 納品書
- c 工事監理報告書
- d 監理記録
- e 完了検査関連資料
- f 竣工図書の確認結果
- g 電子データ（監理記録の PDF・写真データ・竣工図の電子データ）
- h その他、監督員が必要に応じ指定する事項

ウ 建築業務に関する書類の提出

- (ア) 着手前
 - a 着手届
 - b 施工計画書
 - c 工程表
 - d 施工体制表
 - e 現場代理人・主任技術者の選任届
 - f 安全関係書類
 - g 仮設計画図
 - h 品質管理計画書
 - i 環境対策書類
 - j 保険関係書類
 - k 暴力団排除に関する誓約書
 - l その他、監督員が必要に応じ指定する事項
- (イ) 業務完了時
 - a 完了届
 - b 納品書および引渡書
 - c 竣工図書
 - d 工事写真
 - e 試験成績書および検査記録
 - f 材料証明書および製品保証書
 - g 施工計画書（実施結果反映版）
 - h 完成平面図、設備一覧および機器リスト
 - i 取扱説明書
 - j その他、監督員が必要に応じて指定する書類

(3) 近隣

着工に先立ち、近隣関係との調整および調査を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解および安全を確保すること。

受注者は、工事内容を近隣へ周知徹底して理解を得るように努めること。

本工事によって近隣におよぼす諸影響を検討し、必要な調査を実施し、問題が発生しないように適切な処置を行うこと。

騒音、振動、悪臭、公害、粉塵発生、地盤沈下、交通渋滞その他、工事が近隣の生活環境に与える影響を考慮し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。また、工事に伴う影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。

隣接する建物や、道路、公共施設などに損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修および補償は、受注者の負担において行うこと。

工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、受注者を窓口として、工程に支障をきたさないように処理を行うこと。

用地境界については、十分な確認を行い、基準点をとり、復元すること。

(4) 町が行う説明の協力

町が行う町民に対する説明については、町が実施するとともに、受注者はこれに協力するものとする。

2 実施設計に関する要求水準

受注者は、要求水準、技術提案を基に実施設計期間中に仕様を確定すること。

受注者は、技術提案の内容に関する具体的な検討を行い、実施設計図書に反映すること。

(1) 実施設計業務

ア 実施設計業務

設計者は、実施設計業務に関する工程表（全体設計工程表、許認可工程表、実施設計工程表等）を適切な時期に町に提出すること。なお、施工に関する工程および別途工事に関する工程と調整を行い、設計業務に関する工程に反映すること。

イ 設計条件の確認

設計者は、町に対する要望を再確認した上で実施設計を進めること。

設計者は、町の要望を確認しながら提案価格を下回る事業費縮減を図ること。

設計者は業務の詳細および当該工事の範囲について、町と連絡を取り合い、かつ十分に打合せをして、業務の目的を達成すること。

設計者は、法規制やインフラ等の諸条件については、官公庁等と事前に協議の上、必ず町に確認すること。また、協議録等を作成し、町に提出すること。

設計者は技術提案書に基づき、概要書に示す品質・性能以上の実施設計を行うこと。

概要書に示す設計条件については、原則として概要書を遵守すること。

概要書と異なる提案については、町の確認を取ること。

ウ 法令上の諸条件の調査および関係機関との打合せ

設計者は関係法令および各種適用基準に基づいて業務を実施するものとする。

設計図書の作成に際しては、「建築工事設計図書作成基準（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）」等を遵守すること。

エ 業務の範囲

実施設計の業務範囲は、浪江町エネルギーセンター管理棟および水素貯蔵格納庫の新築、外構等土木工事とする。

オ 進捗の確認

設計者は、設計業務計画書（設計スケジュール、体制、設計条件、毎月の設計進捗状況の報告等）を町に提出し、確認を受けること。

設計者は業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに町に設計図書等を提出するなどの中間報告をし、十分な打合せを行うこと。

設計者は、定期的に当該業務の進捗状況および内容について町に報告し、町および関係部署と協議等を行った際には協議録等を作成し、町に提出すること。

カ 実施設計書の作成

実施設計書には、町が使用している特記仕様書を添付するものとするが、特許工法や特殊な工法においては、受注者は独自に特記仕様書を作成し、町に承諾を受けること。

本体工事着工に先立ち、当初実施設計図書を町に提出し、町に設計意図、実施設計内容、要求水準確認計画書、技術提案確認書、詳細内訳書を提出し、承諾を得ること。

当初実施設計業務に係る成果品について町に提出し、承諾を得ること。

キ 打合せ

設計者は、打合せに当たって、集約した意見を反映した提案として、具体的な材料・工法・コストの比較資料、スタディー模型、内観・外観パース等、可視化した分かりやすい資料を必要に応じて適時提出すること。

ク 要求水準書の変更等

本要求水準書等に示す内容に誤謬又は脱漏がある場合は、町と協議すること。協議の結果、対応に伴い増加費用が発生する場合は取り扱いについては請負契約書に定める。

(2) 本事業に係る積算業務

工事内訳明細書および積算数量算出書（積算数量調書を含む）を作成すること。

上記の作成にあたり、単価等資料の作成、見積の収集、見積検討資料および見積一覧表の作成を行うこと。

町の指定する方法により、積算業務を行うこと。

(3) 各種申請業務

ア 確認申請等申請手続き業務

- ・確認申請等申請手数料
- ・その他行政手数料（中間検査、完了検査）

イ 関係法令等に関する各種申請書類の作成および申請手続き業務

（標識看板の作成、設置および設置報告書の届出を含む）

ウ 住居地域における水素貯蔵上限緩和のための福島県建築審査会申請に係る支援業務

エ 第一種貯蔵所設置許可申請および特定高圧ガス消費者届出に係る支援業務

(4) 交付金申請に係る支援業務

(5) 総合維持管理業務仕様書（案）の作成、定期報告書（案）の作成

(6) その他

- ア 概略工事工程表の作成
- イ 透視図作成
- ウ 写真撮影
- エ 建築物等の利用に関する説明書の作成
- オ 住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
- カ 実施設計段階の什器・備品等の調査を実施および配置計画を作成。
- ク 長期修繕計画の作成
- ケ 町が行う協議の支援と資料作成

3 工事監理に関する要求水準

(1) 工事監理業務の範囲

工事監理業務の範囲は、本体工事の監理業務となる。

受注者は、発注資料に明示のない場合又は疑義を生じた場合には、監督員と協議するものとする。

工事監理業務は原則常駐監理とする。

(2) 工事監理業務計画書

監理者は、工事監理業務着手前に、必要事項を記載した工事監理業務計画書を監督員に提出し、確認を受けること。

監理者は、工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、監督員と協議すること。

(3) 工事監理業務

ア 一般監理業務

一般監理業務については、設計段階において設計業務を行った者以外が行うこと。

(ア) 設計図書の内容の把握など

監理者は、設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな、矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まりなどを発見した場合には、監督員に報告し、必要に応じて設計者に確認すること。

監理者は、施工者等から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能などを含む。）確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて監督員および設計者に確認のうえ、回答を施工者等に通知すること。

(イ) 設計図書に照らした施工図などの検討および報告

監理者は、設計図書の定めにより、施工者等が作成し、提出する施工図（現寸図・工作図などをいう。）、材料、製作見本、見本施工などが設計図書などの内容に適合しているかについて検討し、監督員に報告すること。

監理者は、設計図書の定めにより、施工者等が提案又は提出する工事材料、設備機器など（当該工事材料、設備機器などに係る製造者および専門工事業者を含む。）およびそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、監督員に報告すること。

(ウ) 施工と設計図書との照合および確認

監理者は、施工者等の行う施工が設計図書の内容に適合しているかについて、対象工事に応じた合理的方法により確認し、監督員に報告すること。あわせて、建築基準法および建築士法による工事監理者として、必要な法手続等を行うこと。

(エ) 設計図書の内容に適合していることを確認できない場合の措置

監理者は、施工や施工図などが設計図書の内容に適合していることを確認できない場合、直ちに施工者等に対してその旨を指摘するとともに、施工者等に対し修正を求めるべき事項等を検討し、監督員に報告すること。ただし、施工者等の行う施工が設計図書の内容に適合しない場合は、施工者等に対し直ちに修正を指示し、その旨を監督員に報告すること。

施工者等が必要な補修等を行った場合は、これを確認し、その内容を監督員に報告すること。

なお、設計図書のとおりに施工できない理由について、施工者等があらかじめ書面で報告した場合には、監理者は必要な事項を検討し、監督員および施工者等と協議すること。

(オ) 工事監理状況の報告

監理者は、工事監理の状況を記録した工事監理業務報告書を、監督員に提出し確認を受けること。工事監理業務報告書は、工事が設計図書に適合していることが確認できる内容とすること。

監理者は、毎月の工事監理業務の進捗状況を翌月の3日までに、監理月報により監督員に報告すること。

監理者は、施工報告書、工事月報の内容について、その内容が適切であることを確認し、結果を監督員に報告すること。

(カ) 各施工段階における検査の方法

各施工段階における検査については、次の確認方法とする。ただし、材料検査および製品検査は、原則として現場にて確認する。現場検査が困難な場合は、工場検査又は書類検査による確認とする。

監理者は、試験、目視、計測の各行為の現場立会いによる確認を行うこと。

監理者は、施工者等が行った試験、目視、計測の結果を記した書面による確認を行うこと。

・監理者は、工事に使用する材料および製品の品質数量等について検査し、不合格品については、遅滞なく場外に搬出させ、監督員に報告すること。

・監理者は、かし点検等について立ち会い、また必要に応じて業務に関する説明、資料作成を行うこと。

イ 設計意図伝達等の業務

工事段階において、設計意図伝達等の業務を行うこと。

(ア) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明など

施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明などを施工者等に対して行うこと。また、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある場合は施工図などの確認を行うこと。

- (イ) 工事材料、設備機器などの選定に関する設計意図の観点からの検討、助言などの確認を行うこと。

施工段階において行うことに合理性がある工事材料、設備機器などおよびそれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、必要な報告などを監督員に対して行うこと。

(4) 監理に係るその他業務

ア 別途工事の調整に関する業務

監理者は施工段階における工事区分に関する調整等を行うこと。

イ 完成図等の確認に関する業務

監理者は完成図等が現場と整合している事を確認すること。

4 建設に関する要求水準

(1) 建設工事

ア 基本的事項

施工者は請負契約締結後 10 日以内に、工事着手届および建設業務工程表、その他必要な書類を町に提出するとともに、すみやかに現場施工に着手すること。

令和 10 年 12 月 28 日までに浪江町エネルギーセンターの施工を完了し、各検査に合格した上で、建物を町に引き渡すこと。(ただし、技術提案により工期が短縮される場合には、提案された期日まで)

施工時においても町等から本事業に対する要望があった場合、可能な範囲で対応に努めること。

町は、必要と認めた場合は実施設計の変更を行うことができるものとする。この場合の手続きおよび費用負担等は請負契約書で定める。

施工者は、発注資料に明示のない場合又は疑義が生じた場合には、町と協議すること。

施工者は要求水準書および受注者が提案した技術提案内容に基づいて設計され、町の承諾を得た設計図書に基づき建設工事を実施すること。

施工者は、受注者が有効と考える特殊な工法、材料製品等を採用する場合は、あらかじめ町と協議を行い、採用を検討すること。

イ 法令等の遵守

各種関連法令および適用基準等を遵守し、発注図書および技術提案書並びに実施設計書に従って、施設の建設工事を実施すること。

ウ 工程表の作成

施工者は、次に示す施工業務に関する工程表を適切な時期に町に提出すること。なお、設計に関する工程および別途工事に関する工程と調整を行い、施工業務に関する工程に反映すること。(全体施工工程表、月間工程表、週間工程表、工種別工程表、生産計画工程表など)

エ 別途工事との調整

工事期間中に対象敷地内において、町が実施する別途工事について、各工事請負者と調整を行い、工事を円滑に進めること。

別途工事との施工図、総合図との調整・取りまとめを行うこととする。

工程について、別途工事施工者等と調整を行うこととする。

オ 施工計画書等の作成

施工者は、施工計画書、品質管理計画書、施工報告書を作成すること。なお、施工計画書および品質管理計画書は原則として該当する工事着手の7日前までに、町の承諾を得ること。

カ 各種図面の作成

施工者は、仮設図、総合図、製作図、施工図、完成図等を作成すること。

建設工事開始後できる限り早い段階で、総合図を作成すること。本事業における「総合図」は、製作図・施工図のベースとなる「重ね合わせ図」を示し、早期に設計意図・問題点・工事の全体像・相互関係を理解・把握し、工事における品質確保および適正化と効率化を図ることを目的とする。また、総合図による発注者への調整・確認を行い、変更内容等が生じた場合の伝達を迅速・確実に行える体制を構築し、発注者の確認・承認を迅速に行うことを目的とする。

総合図の作成に当たっては、記載内容について、発注者・工事監理者と事前に協議を行うこと。

キ 工事状況の説明・報告

施工者は工事状況を町に毎月報告する他、町から要請があれば施工の事前説明および事後報告を行うこと。

町は、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。

施工者は、工事を円滑に推進できるように、必ず工事状況の説明および整備を十分に行うこと。

施工者は、建設業法第24条の7に定める施工体制台帳に健康保健等の加入実態を確実に記載し、施工者が雇用する労働者の加入実態を明らかにすること。また、二次以下の下請業者に対しては、再下請負通知書に健康保険の加入実態を確実に記載させ未加入の場合は健康保険に加入すること。

ク 取扱説明会の開催

施工者は、完成図等引渡しに先立ち取扱説明会を開催すること。

ケ 工事検査および中間検査

工事検査および中間検査については、事前に内容を町に確認する。

施工者は、町による検査に先立ち自主検査を行うこと。

コ かし点検

施工者は、引渡し6ヶ月、1年、2年後にかし点検を行うこと。かし点検の方法については、事前に内容を町に確認する。

サ 備品の調達・設置

【概要書 建築計画 建築コンセプト エネルギーセンター（管理棟）】に基づく備品の調達を行うこと。なお、会議室の備品については発注者にて整備するものとする。

シ 外構の整備

【概要書 建築計画 建築コンセプト 全体配置計画】に従い、外構の整備を行うこと。

上記工事には、工事の各段階において、安全確保のために必要となる部分の施工も含むものとする。

ス 作業日・作業時間の順守

工事の作業日・作業時間については、下記の考え方を目安とするが、工事着手前に町、近隣等と十分に確認・調整を行い、対応を決定するものとする。(近隣等との協議により、変更される可能性があることに留意すること。)

- (ア) 作業時間は、概ね午前8時から午後5時までを基本とする。
- (イ) 大きな騒音・振動を伴う作業は、午前9時から午後5時までとする。
- (ウ) 日曜日、祝日は休日とし、作業を行う場合は休日作業届を提出すること。
- (エ) 土曜日の作業を行う場合は、騒音、振動、車両運行等により周辺住民の生活環境に及ぼす影響に配慮し、合理的な範囲の対策を実施しつつ作業を行うこと。
- (オ) 日曜日、祝日に作業を行う場合は、町と協議の上、音の出る作業を行わない、事前に近隣等に連絡する等、周辺住民に十分配慮して行うこと。

セ 工事車両の通行に係る安全管理

工事車両の通行は、工事の各段階において、周辺住民等の安全を十分確保した計画とし、事前に町等との十分な協議・調整を行うこと。

工事車両の運行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等との打合せを行い、運行速度や適切な交通誘導員の配置、案内看板の設置、道路の清掃など、十分に配慮すること。

交通誘導員は少なくとも敷地出入口に1名配置すること。また主要資材搬入時など、特に工事車両の運行量が増加する場合は、1名以上追加配置し、安全管理を徹底すること。

工事車両は構内に駐車すること。構内に駐車できない場合は、適切な駐車場を確保すること。

場内にて洗車場を設け、工事車両の泥洗浄を行うこと。公道を汚した場合は速やかに清掃を行うこと。

ソ 施工中の安全管理

施工中の安全管理に関しては「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害および事故の防止に努めるものとする。

火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取り扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止処置を講じるものとする。

シンナー等の管理については、工事現場・倉庫などでの保管を厳重に行い、また、車両に積載した状態でその場を離れる場合は、盗難防止措置を講じること。

タ セメントおよびセメント系固化材を使用する地盤改良を行う場合、又は使用した改良土を再利用する場合の措置

セメントおよびセメント系固化材を使用する地盤改良等を行う場合又は使用した改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、土壤環境基準を超えないことを確認した上で、その結果を町に報告すること。

チ 化学物質の室内濃度測定

工事完了後引渡し前に、化学物質の室内濃度測定を行い、室内濃度が厚生労働省の基準値以下であることを確認し、町に報告すること。

測定方法は、厚生労働省のガイドラインに記載されている標準測定方法に基づいた方法とすること。

測定対象室は、執務室および会議室とする。

測定対象物質は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、およびスチレンとする。

ツ ダンプトラック等による過積載等の防止

受注者は、過積載防止の担当者を定め、過積載防止に努めるとともに、町が指示する車両に関し、積載自重又はトラックスケールにより積載荷重を確認し、町に報告すること。

テ 施工後業務

工事完了後、すみやかに内部検査を行い、工事完成を町に通知すること。

工事完成検査に必要な手続きを工事工程に支障がないよう実施すること。

受注者は、工事完了までに関係法令に基づく検査を受けること。また、本事業が完了したことを確認するために、町の下検査を受けること。手直し確認後、町の検査を受け、合格した上で、引渡しを行うこと。

ト 写真撮影

工事写真の撮影は、「営繕工事写真撮影要領（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）」に準ずるものとし、撮影箇所・提出方法等については、町と協議の上決定すること。

ナ 性能検証（コミッションング）

(ア) 現場設置時の性能検証

実施設計図およびこれらを基に作成した施工図・製作図により据え付けられた機器・器材の適格性確認を行うこと。施工図・製作図などの実施設計時において性能検証の対象とならなかった文書を基に設置時の検証を行う場合は、それらの文書と検証を行った実施設計図との整合性を十分に確認すること。

(イ) 試運転時の性能検証

実施設計図または施工図・製作図に記載されている性能が確保されているかどうかの検証を行うこと。竣工引渡し前に検証が行えない項目に関しては、記録として残すとともに、運用時途中の性能検証および1年目の性能検証を行うこと。

試運転時の性能検証を基に、定常運転時運用マニュアル・手順書の作成を行うとともに、想定しうる非定常時（定期点検時、改修時など）や非常時（故障時、災害時など）における運用マニュアル・手順書の作成も行うこと。また、運用時性能検証の計画書作成および、性能検証に必要なデータ収集に関する設定および設定記録を残すこと。

(ウ) 運用時の性能検証

運用時の検証は、原則的に発注者が行う。ただし、竣工1年目検査とその時期までに収集したデータおよび発注者（運転管理者含む）のヒアリングを基に性能検証を行うとともに、要求性能に満たない項目に関する改善案を含む報告書を作成し、運用マニュアル・手順書の改訂を行うこと。

(2) 施工段階に係る各種申請業務

工事情報サービス（CORINS）の基準に基づき「工事カルテ」を作成し、町の確認を受けたうえで、（公財）日本建設情報総合センター（JACIC）へ登録申請を行うこと。

また、施工段階における関係機関への各種届出手続きは、受注者が遅滞なく実施すること。

これらの申請・届出に係る手数料等は、すべて受注者の負担とする。

なお、工事に必要な諸官庁への申請手続きについても、受注者が責任をもって行うこと。

(3) 交付金申請に係る支援業務

事業では、内閣府の地域未来交付金および環境省の重点対策加速化事業に係る地域脱炭素推進交付金等を活用するため、これら交付金の申請に必要な支援業務を行うこと。